

天草流人帖

天草流人年譜

1695 明暦元 この年 長崎奉行所差し廻しの流人、天草に流されるこれが天草最初の流人

1692 元禄5 10月27日 高野山僧配流高野山争論で、行人627人が流刑になる 天草には140人・内2人は大坂

にて、6人は富岡にて死去 預け先・富岡町7人、志岐組8人、井手組8人、御領組15人、本戸組20人、栖本組20人、大矢野組18人、砥岐組8人、久玉組7人、一町田組11人、大江組10人 ※村名は不明 天草以外は、五島へ125人、隠岐へ155人

1700 元禄13 高野山僧赦免その間多数死亡(赦免・死亡の詳細不明)

1702 元禄15 閏8月 江戸無宿の流人55名、富岡着船それぞれ村預けとなる

1703 元禄16 この年 赤穂浪士の遺族、男子15歳以上を遠島処置 この関係者は天草はなし江戸無宿流人45人富岡着船、各村預け

1704 宝永元 この年 富岡町預かりの豊後流人太兵衛、富岡米蔵より1俵を盗み取り、伺いをたてて、断罪に処せられる

1705 宝永2 ※砥岐組7ヶ村の男女144人、薩摩伊佐郡菱刈に移住

1709 宝永6 ※赤穂義士の遺族流罪赦免

1710 宝永7 江戸流人40人、大赦(家宣將軍宣下)により赦免帰国

1724 享保9 閏4月16日 江戸送りの流人50人（内2人は途中で死亡）、村預け流人1人当たり飯米5升宛て下附
る

1735 享保20 青木昆陽、遠島流罪の者が食糧難により餓死する者多く有るを憂い、蕃譜考を著わし、幕府
に提言する

1742 寛保2 御定書百箇条制定 天草への流人は、京、大坂、西国、中国に限定

1799 寛政11 寛政5年に起きた西目筋百姓騒ぎ立ての採決あり。遠島2名（隠岐）、ほかに重追放、中追
放、軽追放あり

1801 享和1 6月 天草流人配島が享保9年以来ほとんど中絶になっていたが、これより再び流人が送られると
の達しが、長崎奉行所よりある 今後は、京坂伏見奉行所仕置きの遠島者で、大坂表より雇
船にて差し送られるとの事

1803 享和3 6月27日 大坂表より、流人8人送られる預かり先は、志岐組・大吉、井手組・亀松、御領組・藤吉、
本戸組・榮助、栖本組・小兵衛、大矢野組・長右衛門、一町田組・丑之助、大江組・利八

1808 文化5閏6月9日 京阪より差し送りの流人9名来島富岡町・真言宗慈笛、御領組（佐伊津）・エタ三右衛門54、
本戸組（小宮地村）無宿甚吉35、栖本組（上津浦村）・近江屋五兵衛39、大矢野組（登立村）・
無宿岩吉31、砥岐組（御所浦村）・無宿藤吉33、久玉組（魚貫村）・仁兵衛妻いさ32、一町
田組（白木河内村）・日蓮僧日州39、大江組（大江村）・百姓七蔵42

1810 文化7 8月5日 大坂表より流人11人、肥前五島へ差し送る旨の浦触れ到来

1813 文化10 8月10日 大坂表差し遣わしの流人10人着島組々1人宛村預けとなるめ

1814 文化11 1月8日 重ねて旅人改め方を厳しくすべく、流人も濫りに他出させぬよう達し有り

10月2日 先に逃亡未遂に及んでいた坂瀬川村預かりの流人市松、又も手鎖のまま行方不明になる。そのため村々へ人相書き廻り、浦々の船場改めを厳しくさせる

1815 文化12 10月13日 手配中の坂瀬川預かり流人市松、京都町奉行所手により逮捕される 市松の白状によれば、

一町田村某の船を雇い、銭380文で姫浦村より大矢野に渡り、肥後領に入ったことが判明
このため、郡中村役の不行き届きという事で、以後大庄屋庄屋は時々組内村内を見回り、
無往來の出入りを厳重に取り締まるべくまた、大来手形は大庄屋に限り発行出来、庄屋には
その権限がないにも関わらず発行されている事があり、戒告される

1815 ※小宮地村預かりの大坂の甚吉は、天草に流れ込んでいた無宿人李太郎や同じく無宿の直八

と宮田村の虎市と示し合わせ、碓石村の豊之丞の家に盗みに入った。彼らは盗んだ木綿の一部を金に代えたりしていた。甚吉はやがてその行為が恐ろしくなり、豊之丞に盗んだものを返すから、役所へ届けたいでほしいと訴え、豊之丞も了解したが、やがて役人にかぎつけられた。甚吉は島替え、虎市は入れ墨の上重敲きとなった

1817 文化14 4月20日 遠見番、山方役、会所詰大庄屋、町役人等役所へ召し出し 隠岐に差置き流人50人程が同

国御用船を奪い取り、大挙島抜けした事件に関して この内30余人は召捕られたが、その他は近国に流浪散在している 既に長崎辺りにも入り込んだ様子に付き、天草郡にも入り込んでくるかもしれない そのため、遠見番、山方役は心して最寄り巡回し、胡乱なる旅人等は郡外へ追い立てるべしと命じられる

1818 文政1 7月

大坂より差し廻しの流人提灯の松五郎、着島し中田村預けとなる

9月21日

右松五郎、この日居村に居らず行方不明となる。そのため浦々渡海口の舟止めを命じ、極力探索する

1824 文政7 7月11日

亀浦村預かりの流人無宿音吉31、この日居村に居らず行方不明となり、渡海口嚴重に取り糺し舟止めするべく急触れが出る

1828 文政11 7月24日

二条吉五郎配流 夕刻、京大坂差し送りの流人10名足らず富岡着船 くじにて組々村々へ割り当てられる

7月

関東よりも天草島へ流人差し送りに差し支え無きか問い合わせが、江戸勘定所より到来 村々で協議の結果、差し支えありと上申断る

1829 文政12 1月22日

亀浦村預かりの流人無宿加茂鹿の於登吉、この朝より村に居らず、渡海口舟止めして村々探索にかかる

1829 文政12 3月6日

天草島への江戸表差し送り方については、一応断わっていたが、その後何の下知もないそこで、長崎元役所の江戸詰め連が、再々評定所へ罷り出て、掛り留役に伺いに及ぶその理由は、天草郡は最寄りの国々へ渡海が便利なところのため、流人島には不適であるこれまでも度々島抜けの者があり、取り押さえられて重き仕打ちにあるばかりか、流人預かりの村役まで無実の咎めがあつているこれを数次段々申し立てたところ、掛り役も余儀なく聞き分けられ、以後関東よりの流人は遣わされないよう、留役に内達がなされる

1830 天保元 3月6日

天草島への江戸表からの差し送りについて、断りをしたものの、その後何らの下知がない

そのため、長崎元役所江戸詰め連が再々評定所に罷り出て、掛り留役宛てに内々伺いする結果、天草は、他所へ渡海が簡単に行けるため、流人の島としては不適正・そのためこれまでもたびたび島抜けが発生し、そのたび採りおされられて重き仕置きに成るのみか、流人預かりの村々も無実の咎めがある。などの断りの理由を申し立てた結果、聞き届けられ、今後関東からの流人は、遣わされない旨の内達がある

閏3月2日

村々預かり流人の所在有無を調査上申させる

1831 天保2 3月14日

御領村預かりの流人無出極玩味の虎吉、村内差し連れのどさくさに紛れ島抜けに及ぶ流人たちが手慣れた稼ぎがない旨申し立て、村方より不相応の食物を請取、遊び暮らしている。近年不作うち続百姓さえ食糧難にある折柄、流人たちの仕業はあるまじきことである。そのため流人たちに、申し聞かし、日雇いや何かの仕事に就かせるよう流人取り締まりを厳しくさせる。但し、病身の分だけには、窮民食用黍、切り芋の類を以って露命を凌がせる手配すること

※宮野河内村西高根郷の百姓30人は、申し合わせてイノシシ狩りを行った。その際に使う鉄砲は、庄屋の許可を得なければならなかったが、それを怠って使用した。鉄砲を撃った儀平の玉がそれ玉となり、伯父の清四郎に当り、清四郎はその傷がもとで死亡した。儀平は遠島となった。

1832 天保3 6月15日

定舜上人天草配流 京師華頂宮家住侶権大僧都定舜上人、同輩の妬み讒言により蹉跌退殿し、京都東奉行深谷遠江守の裁断により、西海の孤島天草島へ配流と罪科が決まり、この日京を後に伏見に下り、淀川を舟にて大阪送りとなる
大坂よりは、他の遠島流人20名とともに、雇船(伊勢丸)に乗り込み、7月の初旬同所出船、一路西へ西へと送られる

7月10日 大坂差し送りの流人20名、この日富岡着船、役所引き渡しの上、組々2名宛て村預かりに振り当てられる

8月23日 京大坂差し送りの流人21名(定舞上人含む)、富岡湊着、役所に引き渡される

8月26日 この時の流人は富岡町1名、外20名は組々2名宛てに割り当てられ、それぞれ村預けとなる

12月17日 今留村預かりの流人、無宿高砂の音次郎、この日朝方より村に居らず、島抜けに及ぶ

1833 天保4

5月23日 合津村預かりの流人、無宿充道、島抜け

6月17日 元宮野河内村百姓某、遠島配流先にて島抜けに及び、当郡へ立ち戻りし模様あるにより、村々とも内偵し、いたならば召し捕え差し出すようにとの回達がある

1834 天保5

1月3日 荒河内村預かりの流人、無宿樽屋の音吉、島抜け

1835 天保6

9月6日 とつくり墓・重八 栢宇土村預かり江戸出生の流人重八、この日病没、字平の墓地に葬られる同人は多少教養があり、同村庄屋の下使いとして重宝がられていたまた、同人は性来深く酒を愛せるを以って、時の庄屋小林和伸太、高さ2尺5寸余の德利型石碑を建て、東水寂流信士なる碑銘を与えて彼の冥福を祈る (この墓碑は現存する)

1836 天保7

6月24日 大坂差し送りの流人2名、この日富岡着、役所に引き渡される大江村預け・無宿安川の卯之助30、亀浦村預け・無宿三木の與吉19

7月5日 右のの2人は共謀して居村を抜け出し、島ぬけに及ぶ

1839 天保10

8月13日 今村に預かりの流人、無宿馬方の摩津之助島抜け

11月2日 姫浦村に預かりの流人、無宿屋敷者の梅吉、島抜け

11月27日 御領村預かりの流人、無宿石津の廣吉、島抜け

1840 天保11 9月

大坂表差し送りの流人40人着島一組4人宛て割り当てられる

大江組は、崎津村・仁吉、今留村・國松、小田床村・重吉、福連木村・庄兵衛

郡中大庄屋、庄屋が富岡会所に集まり評議、村々流人取り締まりを現にすべきことを申し合わせる

1841 天保12 3月18日

下河内村預かりの流人、無宿江戸の岩吉島抜け

11月29日 打田村預かりの流人、無宿辰之助34、島抜け

1842 天保13 1月5日

早浦村預かりの流人、無宿エタ耆貫の兼松、島抜け

2月21日 棚底村預かりの流人病死・掛りの山方役検分、役所へ届ける

9月20日 早浦村預かりの流人、石田屋百蔵50、島抜け

9月28日 登立村預かりの流人、無宿岡岩の保次郎22、島抜け

野口瀬兵衛撲殺事件 益田村預かりの流人、京都者野口瀬兵衛秀一、兼ねて酒癖悪く、この夜もまた酒乱に及んだため、同村百姓ら申し合わせ、遂に同人を撲殺、死骸は海中に投じるの突発事あり

9月6日 京都表杉本左近より、益田村預かりの野口瀬兵衛渡しの洪紙包1個、大坂帰りの順幸丸に託され富岡着、山方役江間新五右衛門へ届を依頼する江間より一町田定宿富田屋林之丞に渡し、益田村庄屋池田為右衛門宛てに送る。もつとも当人は既に殺害されていた

10月11日 野口瀬兵衛殺害事件に付き、加害者召し捕えのため、陣屋詰役金井八郎、樋口茂八郎の両名、山方役江間新五右衛門、遠見番丹羽牧之助、町年寄岡部佐藤次、町庄屋荒木佐馬吉、小田床村庄屋伊野亀一など、非人10人を召し連れ、富岡出船舟路にて下田村着岸、益田村に乗り込み、頭取百姓兼右衛門、俊太外21人を召し取り、翌12日富岡へ引き上げる

1843 天保14 9月 この月初めに、京大坂差し送りの流人30人余、富岡着船、組々に配分し、それぞれ村預けとなる

なる

閏9月10日 志岐村預かりの流人、無宿堀江の清吉40、島抜け

12月16日 上津深江村預かりの流人、王蔵院住持理道33、島抜け

1844 弘化元 8月14日 京大坂堺差し送りの流人35名、薩摩島へ遣わす旨の浦触れが肥前樺島より到来郡中組継ぎの上、18日宇土郡浦へ差し繋ぐ

1845 弘化2 1月 富岡役所、郡中流人取り締まりの緩みを戒告する触れを出す

1846 弘化3 5月20日 佐伊津村預かりの流人、無宿御茶山の音吉、島抜け

11月11日 宮田村預かりの流人、樽番の吉松、島抜け

1847 弘化4 7月8日 京大坂より差し送りの流人25人、大坂雇船にて富岡着船、陣屋へ引き渡しの上、組に割り当て、それぞれ村預けとなる

7月20日 志柿村預かりの流人、無宿堺の喜兵衛、乱暴一件にて、預かり無き村へと命ぜられ、福連木村へ預け替えとなる

1848 嘉永元 1月8日 合津村預かりの流人、かつ27、島抜け

6月18日 崎津村預かりの流人、甚吉36、島抜け

この年 支配替りを機に、天草を遠島地から除外する願いを上申するも、却下される

1849 嘉永2 2月2日 弘化一揆（弘化4年）の判決で、遠島13名申し渡し 但し、遠島先は不明 その他、獄門2

名、死罪1名、外

主な処刑者 獄門2名、古江村庄屋永田隆二郎、河内村時右衛門

死罪1名、馬場村七藏

遠島13名、御領村庄右衛門、同村辰右衛門、内田村銅助、同村道助、同村甚右衛門、古江村
遠次右衛門、同村蔵右衛門、同村與平次、同村為八、佐伊津村卯作、同村作之丞、本戸馬場
村広吉(但し牢死)、本村五八

その他、中追放12名、江戸払い2名、所払い9名、など

2月 弘化一揆での遠島者大坂へ送られる・崎津付遠見番新井羽郎次警護役として付き添う

閏4月14日 町山口村預かりの流人、弥吉15、島抜け

閏4月16日 大多尾村より小島子村へ預け替え流人、大多尾港より楠浦大門掛りへ渡船の途中溺死、死体

上がらず、沿岸村々それぞれ搜索する

5月24日 御領村預かりの無宿亥治郎、富岡入牢中の無宿及び浪人2人に誘われ、島抜けを計る

5月27日 右3人組、本村鶴で里人に発見され、さらに山中に逃げ込む 最寄りの村を早速手配し、山

中近郷を探索中、浪人一人は捕えるも、他の二人は取り逃がす

6月13日 右2人、阿村より姫浦村への山越しで、遂に二人を捕える

1851 嘉永4 3月11日 志柿村預かりの流人、喜兵衛38、島抜け

6月29日 下河内村預かりの流人、亀吉27、島抜け

1852 嘉永5 2月2日 崎津村預かりの流人某、盗賊して捕えられ、長々入牢していたが、死罪の決済があり、この

日早朝処刑される

7月19日 大坂差し送りの流人7名、この日七ツ時富岡着船役所引き渡しの上、それぞれ村預けとなる

9月 村々預けの流人やその他入込の旅人などと、胡乱者の取締を厳達され、掛かり役の大庄屋庄

屋連が郡中を手分けして廻村する

1853 嘉永6 1月19日 平床村預かりの流人、為吉、島抜け

4月2日 内田村預かりの流人、仙吉52、島抜け

1855 安政2 2月 当郡遠島地除外願い三度出願するも、却下される

当時、郡中預かりの流人76人

8月13日 下河内村預かりの流人、亀吉、島抜け

1856 安政3 3月3日 棚底村預かりの流人、九兵衛29、島抜け

1857 安政4 6月15日 京大坂堺より差し送りの流人8人富岡着船陣屋に引き渡され、会所にて村々預けとなる

7月19日 広瀬村預かりの流人、乙吉、島抜け

11月15日 大江村預かりの流人、某、島抜け

1858 安政5 1月17日 都呂々預かりの流人、善七53、島抜け

5月 京大坂の流人6名、薩摩島へ送られる旨の浦触到来

1860 万延元 5月2日 二江村預かりの流人、與三郎44、島抜け

1862 文久2 3月8日 本村預かりの流人、鉄蔵33、島抜け

1863 文久3 3月22日 今富村預かりの流人、市兵衛、島抜け

1865 慶応元 9月10日 御所浦村預かりの流人、音吉37、島抜け

1868 明治元 2月5日 食場村預かりの流人重次郎39、島抜け

9月8日 明治と改元、旧幕時代の流罪人赦免

1870 明治3 流謫地を北海道に限る

1908 明治41 流刑を完全廃止

『天草近代年譜』 ※は『流人と非人』 森永種夫著 岩波新書

《参考》

明治に入っても流罪は廃止されなかった。ただし、流罪地は北海道に限定された。流人は監獄に收容され、北海道開拓の強制労働を課せられた。また、特異な例として、浦上崩れがある。この事件は、長崎浦上に於いて、多数の隠れキリシタンが発覚したもので、明治政府は信徒の中心人物114名を捕縛し、津和野、萩、福山へ移送され、1870年(明治3年)まで続々と長崎の信徒たちは捕縛されて流罪に処された。彼らは流刑先で数多くの拷問・私刑を加えられ続けたが、それは水責め、雪責め、氷責め、火責め、飢餓拷問、箱詰め、磔、親の前でその子供を拷問するなどその過酷さと陰惨さ・残虐さは旧幕時代以上であった。最終的に流罪が廃止されたのは、1908(明治41年)の刑法制定で刑務所が整備されてからである。(ウイキペディア)

尚、幕末天草に残っていた流人は、『西海義民流人衆史』鶴田文史編著によると、在島者32名で、帰国者は11名、在留者21名となっている。